

「神奈川県障がい福祉計画」の改定について

平成30年3月に策定した「神奈川県障がい福祉計画」については、令和2年度に計画の改定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、改定時期を令和3年度に変更した。今般、計画の改定案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

- | | |
|------------|---------------------------------|
| 令和3年12月 | 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告 |
| 12月
～1月 | 改定計画素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）を実施 |
| 令和4年2月 | 神奈川県障害者施策審議会において改定計画案を審議 |

(2) 改定のポイント

ア 基本指針の適切な反映

国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、成果目標や障害福祉サービス等の見込量、見込量確保のための方策などを適切に設定する。

イ 「当事者目線の障がい福祉」の反映

意思決定支援の全県展開や、今後の県立障害者支援施設の役割など、県が進める「当事者目線の障がい福祉」の考え方や関連する取組等を計画に反映させる。

ウ 新型コロナウイルス感染症等への対応

新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症のまん延や、災害等の発生時における持続可能な障害福祉サービス等の提供体制の確保について、「基本的な視点」等に記載する。

エ 最新の動向の反映

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を踏まえた対応など、最新の動向を「基本的な視点」等に記載する。

(3) 改定計画素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）等の状況

ア 県民意見募集（パブリック・コメント）

- (ア) 意見募集期間
令和3年12月17日～令和4年1月17日
- (イ) 意見募集方法
県ホームページへの掲載、県のたよりへの掲載、県機関等での閲覧及び当事者団体等への周知
- (ウ) 意見提出方法
郵送、ファクシミリ、電子メール等

イ 障がい当事者等関係団体へのヒアリング

- (ア) ヒアリング日
令和4年1月18日（火）
- (イ) 出席団体数
6団体

ウ 提出された意見の概要

- (ア) 意見件数
157件（パブリック・コメント100件、団体ヒアリング57件）
- (イ) 意見の内訳

区 分	件数
a 基本理念等に関するもの	35
b 令和5年度の成果目標の設定に関するもの	89
c 各年度における指定障害福祉サービス等の必要量の見込みに関するもの	5
d 指定障害福祉サービス等の提供体制の確保に関するもの	4
e 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数に関するもの	0
f 県の地域生活支援事業の実施に関する事項に関するもの	2
g 障がい保健福祉圏域ごとの目標値等に関するもの	0
h 計画の達成状況の点検・評価及び計画の見直しに関するもの	0
i その他	22
計	157

(ウ) 意見の反映状況

区 分	件数
a 計画案に反映したもの	31
b 計画案には反映していないが、意見のあった施策等には既に取り組んでいるもの	6
c 意見の趣旨を今後の取組の参考とするもの	71
d 計画に反映できないもの	11
e その他（感想・質問等）	38
計	157

(エ) 主な意見

- a 計画案に反映した意見
- ・ 障がい者の社会参加の促進の項で文化芸術活動やスポーツについて言及されているが、社会参加には就労も含まれると考えるため、就労についても言及するべき。
 - ・ 合理的配慮は、建設的意見交換の基になり立つことをもってはっきりと記述するべき。
- b 計画案には反映していないが、既に取り組んでいる施策等に関する意見
- ・ 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」を担うのが保健所か市町村かはっきりしていない。連携して協議を進めてほしい。
- c 今後の取組の参考とする意見
- ・ グループホームの需要は高まるため、重度障がい者にも対応できる条件を整える計画を推進してほしい。そのためには人員確保と定着、職員の質の向上、設備充実等が可能となる県単独の補助金の充実が必要である。
 - ・ 相談支援体制の充実・強化等については、相談支援専門員業務に専念できるよう報酬単価増が必須だが、現任研修の機会増とニーズに基づくカリキュラム開発が必要である。
- d 反映できない意見
- ・ 「移行期医療」を障がい福祉計画に位置付け、地域病院、医師及び看護師の整備を図ってほしい。
- e その他（感想・質問等）
- ・ 「当事者目線」は、利用者の将来を一緒に考え、道を作ることとしてほしい。
 - ・ 研修受講者が相談支援専門員として相談支援に従事できるようになる政策については、知的障がい者とその家族にとって重要課題である。

(4) 素案からの主な変更点

- ・ 「1 基本理念等」「(7) 基本的な視点」に「(ウ) ケアラーへの支援」を追加した。
- ・ 「2 令和5年度の成果目標の設定」「(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行」の「目標達成のための方策」に、「当事者目線の支援の推進」にかかる取組を追加した。
- ・ 「2 令和5年度の成果目標の設定」「(5) 障がい児支援の提供体制の整備等」の「目標達成のための方策」に、「医療的ケア児支援センター（仮称）」を令和4年度中に設置することや、医療的ケア児の通学支援について記載した。
- ・ 「5 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数」「(1) 指定障害者支援施設」に、令和3年度から令和5年度までの各年度の必要入所定員総数を記載した。

(5) 今後のスケジュール

令和4年3月 改定計画の決定

<別添資料>

資料8-2 「神奈川県障がい福祉計画（令和3年度～令和5年度）」改定案